

## 第6章 騒音・振動

### 第1節 概要

騒音・振動は、直接人間の感覚を刺激し、日常生活にも影響を及ぼします。その発生源も多種多様で苦情件数も多くなります。法律等で規制の対象となっている公害としての騒音・振動と規制の対象外の生活騒音等があり、公害としての騒音・振動は事業活動等に伴い「相当範囲」にわたり被害をもたらすものとされており、その主な発生源は工場・事業所・交通機関・特定建設作業などです。

#### (1) 騒音

一般的に騒音とは、「やかましい音」や「好ましくない音」と総称されていますが、好ましい音か、そうでないかは聞く人の主観により異なるように、これらは個人によって感じ方も様々です。

被害も感覚的・心理的なものとなり、更には感情問題が伴う場合もあります。その対応も一律に規制基準をもって行うことは難しくなっています。

#### 騒音の大きさの例

デシベル(dB)	事 例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方2m）
100	電車が通るときのガードの下
90	カラオケ(店内中央)、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内、電車の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音（前方1m）

(2) 振動

工場の操業、建設作業、交通機関の運行等により、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させ、物的被害を与えたり、あるいは私たちの日常生活に影響を与えることが問題にされるものをいいます。

公害振動の伝播距離は、例外的なものを除くと、振動源から100m以内、多くの場合10～20m程度で、その大きさは地震でいうところの、おおよそ微震（震度Ⅰ）から弱震（震度Ⅲ）の範囲にあります。

これらの振動による影響を防止するため、必要な措置を定めた振動規制法では鉛直振動（上下方向の振動）について規制がなされています。

振動の大きさの例

デシベル(dB)	事	例
90	人体に生理的影響が生じはじめる	家屋の振動が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れる。 又、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震
	産業職場で振動が気になる（8時間振動にさらされた場合）	
80	深い睡眠に影響がはじめる	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのが分かる程度の地震
	浅い睡眠に影響がはじめる	
70	振動を感じ始める	大勢の人が感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのが分かるぐらいの地震
	ほとんど睡眠に影響はない	
60	常時微動	静止している人や、特に地震に注意深い人だけが感じる程度の地震
50		人は感じないが、地震計に記録される程度の震え
40		

## 第2節 騒音の環境基準

(単位：d B)

地域の区分		昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
AA地域	一般地域	50 以下	40 以下
A 地域	一般地域	55 以下	45 以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	幹線交通を担う道路に近接する地域	70 以下	65 以下
B 地域	一般地域	55 以下	45 以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
	幹線交通を担う道路に近接する地域	70 以下	65 以下
C 地域	一般地域	60 以下	50 以下
	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
	幹線交通を担う道路に近接する地域	70 以下	65 以下

AA地域：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

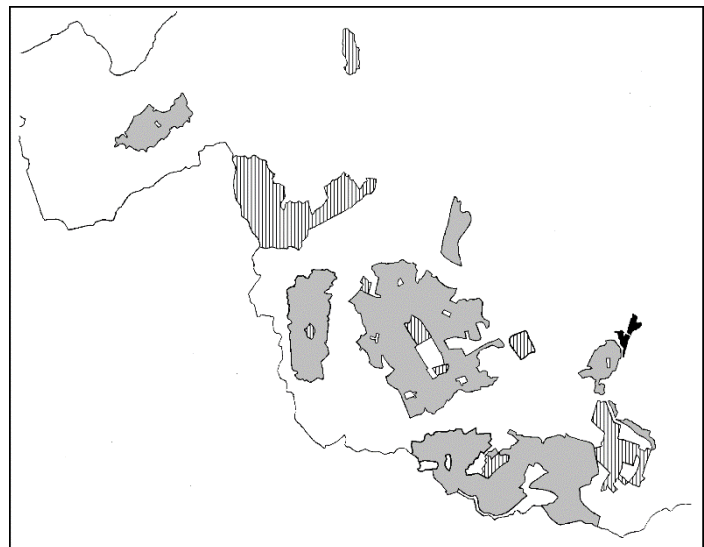
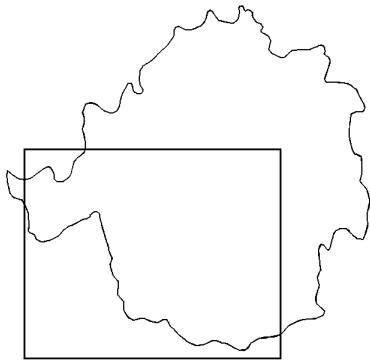
A 地域：専ら住居の用に供される地域

B 地域：主として住居の用に供される地域

C 地域：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

環境基準地域類型図

B地域



	AA地域
	A地域
	B地域
	C地域

### 第3節 自動車騒音・振動

#### (1) 自動車騒音・振動に係る要請限度

騒音規制法（昭和43年法律第98号）・振動規制法（昭和51年法律第64号）により、自動車騒音・振動について、要請限度が次のように定められています。

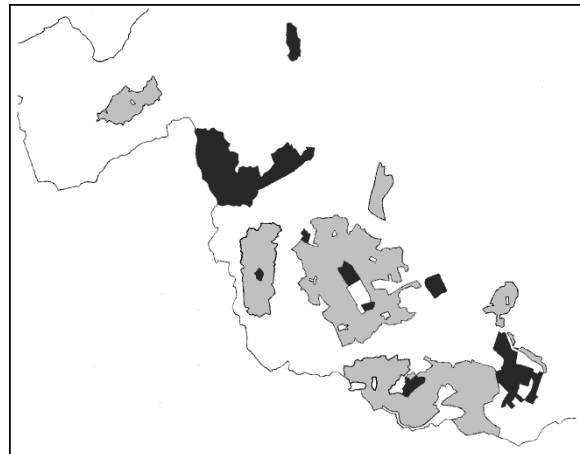
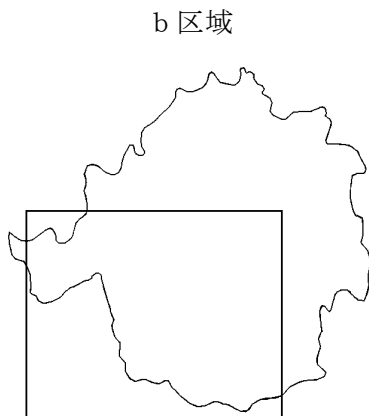
要請限度とは、その数値を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、各関係機関に対策を要請する限度となる数値です。

#### ア 自動車騒音に係る要請限度（昭46年6月総・厚令第3号）

（単位：dB）

区域の区分		昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
a 区域	1車線を有する道路に面する区域	65	55
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
	幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70
b 区域	1車線を有する道路に面する区域	65	55
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75	70
	幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75	70

騒音規制区域図



	区域の区分	区域の要件	都市計画法上の用途地域等
■	a 区域	専ら住居の用に供される区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
□	b 区域	主として住居の用に供される区域	第1種住居地域 第2種住居地域 及び市街化調整区域
■	c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域

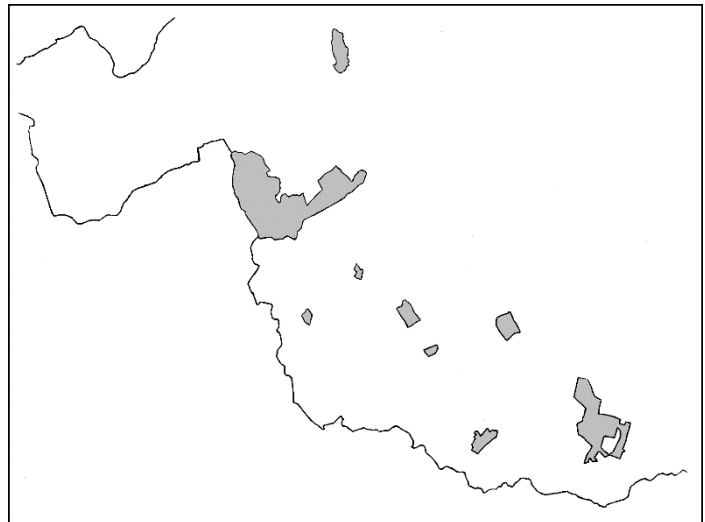
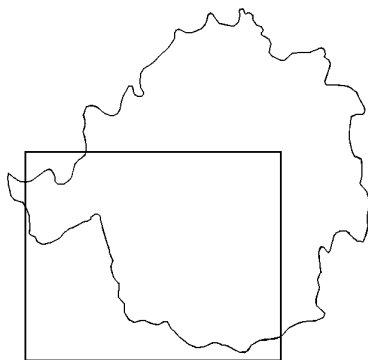
イ 道路交通振動に係る要請限度（昭51年11月総令第58号）



（単位：dB）

区 域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

振動規制区域図

第1種区域



	区域の区分	区 域 の 要 件	都市計画法上の用途地域等
	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 及び市街化調整区域
	第2種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の環境を保全するため振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域

(2) 自動車騒音・振動の測定

ア 自動車交通騒音実態調査

(ア)測定場所：一般国道176号（井ノ草808）

測定日：令和6年1月23日～1月24日 (単位：dB)

測定項目		測定値		環境基準 (B地域)	要請限度 (b区域)
		道路境界線上	背後地(50m地点)		
騒音	昼間(6時～22時)	68	48	65	75
	夜間(22時～6時)	62	44	60	70

交通量 (単位：台/10分間)

	観測時間帯	測定側車線	反対側車線
昼間	9:20	37	39
	15:20	70	43
夜間	22:50	9	6
	4:50	8	5

(イ)測定場所：一般国道176号（東野上129）

測定日：令和6年1月23日～1月24日 (単位：dB)

測定項目		測定値		環境基準 (B地域)	要請限度 (b区域)
		道路境界線上	背後地(50m地点)		
騒音	昼間(6時～22時)	69	51	65	75
	夜間(22時～6時)	63	44	60	70

交通量 (単位：台/10分間)

	観測時間帯	測定側車線	反対側車線
昼間	8:40	61	69
	14:50	71	52
夜間	22:30	11	5
	5:10	12	16

(ウ)測定場所：市道北摂南5号線（狭間が丘4丁目19）

測定日：令和6年1月23日～1月24日 (単位：dB)

測定項目		測定値		環境基準 (A地域)	要請限度 (b区域)
		道路境界線上	背後地(50m地点)		
騒音	昼間(6時～22時)	61	52	60	70
	夜間(22時～6時)	52	44	55	65

交通量 (単位：台/10分間)

	観測時間帯	測定側車線	反対側車線
昼間	8:00	14	28
	14:10	23	19
夜間	22:00	9	7
	5:50	2	5

## 第4節 工場等の騒音・振動

工場・事業場から発生する騒音・振動を規制する法令としては、騒音規制法、振動規制法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例があります。

これらの法令では、特定工場（特定施設を有する工場）などにおける事業活動並びに特定建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について、時間及び区域の区分ごとの規制基準が定められています。

### (1) 特定建設作業

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であり、指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を実施する場合には事前の届け出が必要です。

また、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が、規制に関する基準に適合しないで周辺的生活環境を著しく阻害すると認められるときには、特定建設作業を施工する者に対して、その事態を除去するため必要な限度において、防止の方法を改善すること及び作業時間の短縮を勧告することができます。

#### ア 騒音の特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	騒規法	県条例	備 考
アースオーガと併用してくい打機を使用する作業	—	○	・もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機又は、くい抜機を使用する作業	○	○	・もんけんを除く
くい打くい抜機を使用する作業	○	—	・圧入式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	○	○	
さく岩機を使用する作業	○	○	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えないものに限る
空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	○	○	・電動機を使用するものを除く ・原動機の定格出力が15kW未満のものを除く
コンクリートプラントを設けて行う作業	○	○	・モルタル製造用を除く ・混練容量が0.45m <sup>3</sup> 未満のものを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	○	○	・混練重量が200kg未満のものを除く
バックホウを使用する作業	○	—	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く ・原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
バックホウを使用する作業	—	○	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く ・原動機の定格出力の値は関係しない
トラクターショベルを使用する作業	○	—	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く ・原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業	○	—	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く ・原動機の定格出力が40kW以上のものに限る

ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業（騒音規制法対象となるもの以外に限る）	—	○	・ 工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う作業	—	○	

注1 「○」については、該当していることを示す。

2 騒規法：騒音規制法、県条例：兵庫県環境の保全と創造に関する条例

#### イ 振動の特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	振規法	県条例	備 考
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	○	○	・ もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○	
舗装版破碎機を使用する作業	○	○	・ 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えないものに限る
ブレーカーを使用する作業（手持式のものを除く）	○	○	・ 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えないものに限る

注1 「○」については、該当していることを示す。

2 振規法：振動規制法、県条例：兵庫県環境の保全と創造に関する条例

#### ウ 規制基準

項 目		基 準	適用除外
音又は振動の大きさ	騒音	85 dB	
	振動	75 dB	
	測定位置	敷地境界	
作業時刻	① 区域	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	イロハニ
	② 区域	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと	
1日当りの作業時間	① 区域	10時間/日を超えないこと	イロ
	② 区域	14時間/日を超えないこと	
作業時間		連続6日を超えないこと	イロ
作業日		日曜日その他の休日でないこと	イロハニホ

適用除外 イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合

ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合

ニ 道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合

ホ 変電所の工事であつて必要な場合

※区域の区分

区域	騒音規制法に基づく区域	都市計画法上の用途地域等
①	第1種区域	第1種低層住居専用地域
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 市街化調整区域
	第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	第4種区域のうち学校、保育所、病院診療所、図書館、特別養護老人ホームの周辺概ね80mの区域	準工業地域(一部) 工業専用地域
②	①以外の地域	

注) 具体的な位置は、兵庫県水大気課又は三田市まちの再生部環境共生室環境創造課の地図で確認してください。

エ 騒音・振動の測定について

騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとし、この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとします。

振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとし、この場合において振動感覚補正回路は鉛直振動性を用いることとします。

測定方法のその他詳細については兵庫県環境の保全と創造に関する条例及びJIS Z8731（騒音の場合）などを参照ください。

(2) 特定施設

特定施設とは、工場・事業場において設置された施設のうち著しく騒音又は振動を発生する施設であって、「騒音規制法」、「振動規制法」「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」により規定されたものをいい、指定地域内で特定施設を設置しようとする場合は、届け出が必要です。

三田市では市内全域が指定地域となっています。

ア 騒音の特定施設

施設名又は作業名	騒音規制法対象・規模	環境の保全と創造に関する 条例対象・規模
製管機械	・すべてのもの	・同 左
ベンディングマシン	・ロール式に限る ・原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る	・動力が3.75kW以上のもの
液圧プレス	・矯正プレスを除く	・同 左
機械プレス	・呼び加圧能力30重量トン(294kN)以上のものに限る	・呼び加圧能力30トン以上のもの

施設名又は作業名	騒音規制法対象・規模		環境の保全と創造に関する 条例対象・規模
せん断機	金属加工 機械	・原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る	・動力が3.75 kW以上のもの
鍛造機		・すべてのもの	・同 左
ワイヤーフォーミング マシン		・すべてのもの	・同 左
ブラスト		・タンブラスト以外に限る ・密閉式のものを除く	・すべてのもの
タンブラー		・すべてのもの	・同 左
切断機		・砥石を用いるものに限る	—
空気圧縮機	・原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの に限る	—	
圧縮機		・動力が7.5 kW以上のもの	
送風機	・原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの に限る	・動力が3.75 kW以上のもの	
破碎機又は摩砕機	・土石用又は鉱物用に限る ・原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの に限る	・すべてのもの ただし、土石用、鉱物用、 又は食料品、飼料、肥料製 造の用に供するものは動力 が7.5 kW以上のもの	
ふるい機又は分級機	・土石用又は鉱物用に限る ・原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの に限る	・動力が7.5 kW以上のもの	
織機	・原動機を用いるものに限る	・同 左	
コンクリートプラント	建設 用資 材製 造機 械	・気ほうコンクリートプラント を除き混練機の混練容量 が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る	・すべてのもの
アスファルトプラント		・混練機の混練内容が200kg以 上のものに限る	・すべてのもの
ロール機		・穀物用製粉機に限る ・原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの に限る	・破碎機及び摩砕機を除く

施設名又は作業名	騒音規制法対象・規模		環境の保全と創造に関する 条例対象・規模
ドラムバーカー	木 材 加 工 機 械	・すべてのもの	・同 左
チップパー		・原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る	・すべてのもの
碎木機		・すべてのもの	・同 左
帯のこ盤		・製材用のものは原動機の定格出力が15 kW以上のものに限る ・木工用のものは原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る	—
丸のこ盤		・製材用のものは原動機の定格出力が15 kW以上のものに限る ・木工用のものは原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る	
動力のこぎり機			・動力が0.75 kW以上のもの
かんな盤		・原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る	・動力が0.75 kW以上のもの
抄紙機	・すべてのもの	・同 左	
印刷機械	・原動機を用いるものに限る	・同 左	
合成樹脂用射出成型機	・すべてのもの	・同 左	
鋳造型機	・ジョルト式のものに限る	・すべてのもの	
ディーゼルエンジン 又はガソリンエンジン	—	・出力が3.75 kW以上のもの	
工業用ミシン	—	・同一建物に10台以上設置するもの	
ニューマチックハンマー	—	・すべてのもの	
コンクリート管、コンクリート柱又は、コンクリートブロックの製造機	—	・すべてのもの	
金属用打抜機	—	・動力が2.25 kW以上のもの	
グラインダー	—	・サンダー及び切断機を含み 工具用研磨機を除く	
工業用ミキサー	—	・すべてのもの	

施設名又は作業名	騒音規制法対象・規模	環境の保全と創造に関する 条例対象・規模
重油バーナー	—	・重油使用量が1時間当り15リットル以上のもの
ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機	—	・すべてのもの
スチームクリーナー	—	・すべてのもの
金属工作機械	—	・同一建物に5台以上設置するもの
石材引割機	—	・すべてのもの
ドラム缶洗浄機	—	・すべてのもの
風力発電設備	—	・出力20kW以上のもの
板金又は製缶の作業	—	・厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
鉄骨又は橋梁の組立作業	—	・すべてのもの
建設材料置場における運搬作業(動力を用いる機械を使用する作業に限る)	—	・土砂石の材料置場であって1か月以上使用するもの

#### イ 騒音の規制基準

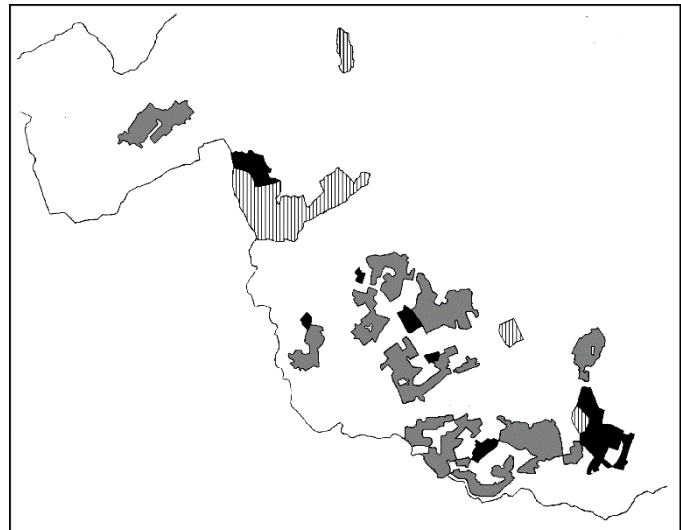
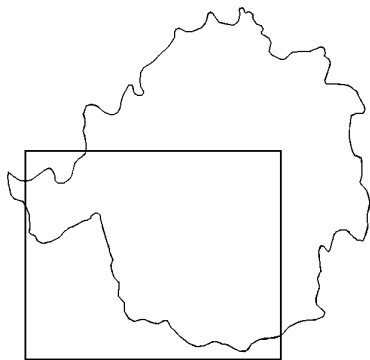
(単位：dB)





区 域	昼間(8時～18時)	朝(6時～8時) 夕(18時～22時)	夜間(22時～6時)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

- 備考1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第138号)第5条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における当該基準は、この表の値から5dBを減じた値とする。
- 2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号及び第9号に掲げる工業専用地域又は臨港地区が第2種区域、第3種区域又は第4種区域と隣接する場合、当該工業専用地域及び臨港地区のうち第2種区域、第3種区域又は第4種区域との境界線から100mの区域内における規制基準は、第4種区域の規制基準によるものとする。
- 3 測定場所は、騒音を発生する工場等の敷地境界線上とする。ただし、2に規定する場合の測定場所は、当該境界線上とする。

騒音規制区域図

拡大図



	区域の区分	区域の要件	都市計画法上の用途地域等
	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1種低層住居専用地域
	第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 及び市街化調整区域
	第3種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	準工業地域(一部) 工業専用地域

注) 具体的な位置は、兵庫県水大気課又は三田市まちの再生部環境共生室環境創造課の地図で確認してください。

ウ 振動の特定施設

施設名	振動規制法対象・規模		環境の保全と創造に関する条例対象・規模
液圧プレス	金 属 加 工 機 械	・矯正プレスを除く	・同 左
機械プレス		・すべてのもの	・同 左
せん断機		・原動機の定格出力が1 k W以上のものに限る	・同 左
鍛造機		・すべてのもの	・同 左
ワイヤーフォーミングマシン		・原動機の定格出力が37.5 k W以上のものに限る	・同 左
打抜機		—	・原動機の定格出力が2.2 k W以上のもの
製管機械		—	・すべてのもの
圧延機械	—	・原動機の定格出力が22.5 k W以上のもの	
圧縮機(冷凍機用を除く)	・原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る		・同 左
土石用又は鉱物用破碎機、摩砕機ふるい及び分級機	・原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る		・同 左
織機	・原動機を用いるものに限る		・同 左
コンクリートブロックマシン	・原動機の定格出力の合計が2.95 k W以上のものに限る		・すべてのもの
コンクリート管製造機械	・原動機の定格出力の合計が10 k W以上のものに限る		・すべてのもの
コンクリート柱製造機械	・同 上		・すべてのもの
ドラムバーカー	木材加工機械	・すべてのもの	・同 左
チップパー	木材加工機械	・原動機の定格出力が2.2 k W以上のものに限る	・すべてのもの
印刷機械	・原動機の定格出力が2.2 k W以上のもの		・同 左
ゴム練用又は、合成樹脂練用のロール機	・カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 k W以上のものに限る		・同 左
合成樹脂用射出成形機	・すべてのもの		・同 左
鋳造型機	・ジョルト式のものに限る		・同 左

エ 振動の規制基準

(単位：d B)

区 域	昼 間 (8時～19時)	夜 間 (19時～8時)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

備考1 第1種区域又は第2種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第138号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における当該基準は、この表の値から5 d Bを減じた値とする。

2 区域の内容については、道路交通振動に係る要請限度における区域の内容と同じ。

## 【コラム：生活騒音について】

私たちのまわりにある音の感じ方は一人ひとり違います。私たちは自分で気付かないうちに日常生活から発生する音で他人に迷惑をかけているかもしれません。それが生活騒音です。

生活騒音の特徴としては、①限られた近隣の人たちだけに迷惑を与える、②加害者にも被害者にもなりうる、③迷惑の度合いは、騒音の大きさだけでなく、付き合いの程度にも左右される、などがあります。

生活騒音は、一人ひとりの気配りやちょっとした工夫により防ぐことができます。

### (1) 生活騒音の例

・ドアや窓を開閉する音

・テレビ、ステレオなどの音

・クーラーなどの冷暖房機器の音

・風呂などの給排水の音

・車の空ぶかし、アイドリングの音



・大きな足音、跳びはねる音

・ピアノなどの楽器の音（営業教室は公害騒音）

・洗濯機、掃除機などの音

・ペットの鳴き声

・大きな話し声、騒ぎ声



### (2) 防止の方法例

#### ア 家庭用機器・住宅設備からの騒音

・使用時間の配慮…早朝、深夜は避ける

・設置場所の工夫…隣家への影響が少ない場所に設置する、ブロックで囲む、マットを敷く

#### イ 楽器・音響機器からの騒音

・音量の注意…適度な音量に調整する、イヤホン・ヘッドホンを使用する

・位置や向き工夫…できるだけ隣家から離れた場所に設置する

・音が漏れない工夫…窓・扉などを閉める、厚手のカーテン・じゅうたんなどを敷く



#### ウ その他の騒音

##### ペット（犬）の鳴き声

・空腹・欲求不満になると吠えるため、規則正しい食事と運動をさせる。

・小さい時からむやみに吠えないように訓練をする。

##### 自動車の空ぶかし、アイドリングなどの音

・不必要な空ぶかしを避ける、アイドリングは最小限にする

##### ドアの開閉音

・ドアにストッパーを取り付ける、スポンジなどの緩衝材を戸のあたる部分に貼り付ける。



### (3) 地域ぐるみの取り組みを

プライバシーの問題もあり、法律などによる規制は生活騒音の解決に馴染みません。日頃から、近所づきあいを心掛けることで、お互いを思いやる気持ちが生まれ、地域の連帯感と静けさをつくります。人それぞれ考え方にも違いがあるため、全ての人が満足できるとは限りません。時には妥協したり、我慢することも必要です。地域でルールを決め、申し合わせなどをすることで、生活騒音の防止に努めましょう。